

## 令和2年第9回選挙管理委員会定例会会議録

開催日時	午前11時00分から 令和2年3月18日(水) 午前11時40分まで		
出席者	委員	梅田委員長、與川職務代理、小井委員、本橋委員	
	事務局	石田局長、油川次長、水越担当係長、野村主査	
開催場所	選挙管理委員会室	傍聴人	なし
委員長	これから第9回定例会を開会いたします。		
	議案第7号 ポスター掲示場の総数減少について		
局長	(別紙のとおり、ポスター掲示場の総数減少について説明し、決定を受けた。)		
局長	第67投票区については、公職選挙法施行令の規定により7箇所のポスター掲示場を設置する旨が定められていますが、大規模マンションのみによる投票区であるため、選挙ごとに箇所数を減少しています。この減少については、東京都選挙管理委員会あて協議を行った上で定めることとなります。		
小井委員	前回の選挙から、この減少がされているのですか。		
局長	第67投票区が分区された時点から、減少協議が行われています。		
小井委員	大規模マンションが完成して、直ぐに分区が行われたのですか。		
局長	旧学校用地であった場所に、平成19年にマンションが完成し、平成25年に執行された選挙から分区がされ、第67投票区ができました。		
本橋委員	平成25年から、減少の措置を実施しているのですか。		
局長	平成25年以降、毎回の選挙ごとに東京都選挙管理委員会あて協議していますので、その度に区の委員会において決定を受けています。		
本橋委員	一度減少されると、継続的に減少が続く訳ではないのですか。		
局長	ポスター掲示場の箇所数は、投票区の選挙人名簿登録者数と面積に応じて定まりますので、毎回の選挙ごとに決定しています。		
本橋委員	他の投票区においても、減少は生じたことがありますか。		
局長	他には、ありません。減少について、ポスター掲示場が場所的に建てられない等の理由では、なかなか認められないものと考えています。		

本橋委員	もしも、他の投票区でポスター掲示場が建てられなくなった場合は、
	どのような対応を行いますか。
局長	投票区内に代替地を探して、ポスター掲示場を確保しています。
與川委員	当該マンションの練馬区側の敷地内の居住者の住所は、どこになるの
	ですか。
局長	全て、杉並区の住民となります。
	報告事項9-1 事務局職員の異動について
局長	(別紙のとおり、事務局職員の異動について説明し、報告した。)
	報告事項9-2 杉並区障害者活躍推進計画(案)について
局長	(別紙のとおり、杉並区障害者活躍推進計画(案)について説明し、
	報告した。)
局長	関係法令の改正に伴い、障害者活躍推進計画作成指針に基づき案文が
	作成され、令和2年4月から実施されます。選挙管理委員会においても、
	区長部局と一体的に取り組みを行うこととなります。
與川委員	区長部局の取りまとめは、どの部署が行っていますか。
局長	当該推進計画の事務局として、人事課が担当しています。
	その他・日程等について
局長	(今後の委員会日程等について確認を行った。)
委員長	他に質問がなければ、本日の委員会を閉じます。